

平成 26 年 7 月 25 日  
大王製紙株式会社

## 当社連結子会社に対する公正取引委員会からの 排除措置命令及び課徴金納付命令への対応について

### 1. これまでの経緯

当社連結子会社である大王パッケージ株式会社は、平成 26 年 6 月 19 日付「公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について」においてお知らせいたしましたとおり、段ボールシート及び段ボールケースの取引に関して独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、平成 26 年 6 月 19 日、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

### 2. 各命令に対する当社グループの対応

今回の排除措置命令及び課徴金納付命令の内容には、当社グループと公正取引委員会との間で一部見解の相違があり、当社グループの主張が受け入れられなかったことは誠に遺憾ですが、早期の信頼回復及び長期的な当社グループの企業価値の向上に重きを置き、外部専門家の助言等も踏まえて慎重に検討してまいりました結果、本日の当社及び大王パッケージ株式会社両社の取締役会において上記各命令を受け入れ、公正取引委員会に対する審判請求の申立てを行わないことを決議しました。

### 3. 業績への影響

平成 26 年 3 月期連結決算において、課徴金引当金 2 億 1,253 万円を既に計上しており、本件による業績への影響はありません。

### 4. 今後の対応

今回の件につきましては、株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様に多大なご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、今後、法令遵守教育の徹底を通じて再発防止に努めるとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の更なる強化に全力で取り組み、企業としての信頼回復に向けてより一層努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上